長岡市地域福祉計画の中間見直しについて

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など、福祉を要する市民を地域全体で支え合い、安心して暮らせる体制づくりを目指し、 長岡市の地域福祉の基本的な指針として、これまでは高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と一体的に策定していたが、平成30 年度から分けて策定。

社会福祉法の改正により、平成30年度から各分野の上位計画として位置づけられるとともに、計画策定が努力義務とされた。

- 1 計画の名称 長岡市地域福祉計画
- 2 根 拠 法 令 社会福祉法第 107 条 (市町村地域福祉計画)
- 3 記載内容 (1)地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 4 計画期間 平成30年度から令和5年度までの6年間

(前期計画は第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と同一期間である平成27年度から平成29年度の3年間)

- 5 **将来ビジョン** 制度・分野ごとの「縦割り」や、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現
- 6 今年度の中間見直しについて

長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、障害児福祉計画の次期計画策定に伴う改訂、及び「成年後見制度利用促進計画」・「再犯防止推進計画」の市町村計画の内容を当計画内に包含させるための改訂を行う予定。